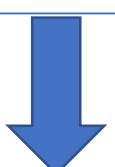


## 措置協力金・要件確認フローチャート

京都府内の飲食店・遊興施設等（以下「対象施設」という。）を運営している企業・団体、個人事業主ですか？



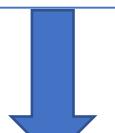
はい

飲食店営業や喫茶店営業など、営業に必要な許認可等を取得していますか？



はい

「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていますか？または、業種別ガイドライン等に基づき感染防止に取り組んでいますか？



はい

要請日（令和3年2月3日）以前から営業していましたか？



はい

対象施設を、要請日（2月3日※）以前は、20時～翌朝5時までの時間帯に営業していましたか？  
（※12/21～2/7の時短要請に応じた方はその期間以前）



はい

時短営業の協力開始日から令和3年2月28日まで、定休日等の店休日を除き、連続して、京都府の要請に応じ営業時間を5時～20時までの時間帯に短縮（酒類の提供は19時まで）又は休業しましたか？



はい

**協力金の申請が可能**

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

**協力金の対象外  
(申請できません)**

申請内容（添付書類を含む）を審査の上、適正と認められる場合、協力金を支給いたします。

※ 要件確認の簡易版ですので、申請の際は必ず「支給要項」をご確認ください。